

## 外郭防音工事について

南関東防衛局では、住宅防音工事（防音工事及び機能復旧工事）に係る補助金の交付を行っています。

全国における住宅防音工事の実施状況等を踏まえ、令和3年度から、下記のとおり外郭防音工事（※1）の対象範囲を見直すこととしましたので、その概要についてお知らせ致します。

なお、詳細については、決まり次第、改めてお知らせ致します。

また、本件に関し、ご質問等がある場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

（※1）外郭防音工事：世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する防音工事

区域	対象住宅	
	現行制度	制度改正後（概要）
85W以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>防音工事を実施していない居室（残居室）がある住宅。 ただし、一挙防音工事（※2）及び追加防音工事（※3）を実施した住宅にあっては、原則として、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過した住宅。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残居室がない住宅についても、外郭防音工事を実施できるようにします。 ただし、原則として、防音建具機能復旧工事（※4）に併せて実施する場合があります。</li> </ul>
75W以上 85W未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造系の集合住宅であって、防音工事を実施していない住戸がある住宅。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一挙防音工事等（※5）と外郭防音工事を実施した住戸が混在している（同一年度内に混在することとなるものを含む。）鉄筋コンクリート造系の集合住宅であって、一挙防音工事等（※5）を実施した住戸の玄関に単板プレストアのように芯材を使用していない玄関建具が設置されている住宅についても、外郭防音工事を実施できるようにします。 ただし、原則として、防音建具機能復旧工事に併せて実施する場合があります。</li> </ul>

（※2）一挙防音工事：防音工事を実施していない住宅を対象に行う防音工事

（※3）追加防音工事：従前の新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事

（※4）防音建具機能復旧工事：防音工事により設置した防音サッシ等の取換工事

（※5）一挙防音工事等：一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事

### 【問い合わせ先】

南関東防衛局企画部住宅防音第1・2課

TEL 045-211-7113